

## 日本音楽著作権協会（JASRAC）の使用料減免

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大による店舗休業に関して、JASRAC（日本音楽著作権協会）では、4月6日、安倍晋三内閣総理大臣に対して、皆様の業界が事業を継続できるよう政府による支援を要請し、下記のとおり店舗の休業に伴う使用料の減免や解約に柔軟に対応していただけることとなりました。

### (1) 減免・解約の届出方法の簡素化

各店舗と締結している利用許諾契約では、「あらかじめ書面により届け出て、」と規定していますが、新型コロナウイルス感染拡大が原因で営業停止・廃業した場合は、事後の届出を認め、休業にかかる証拠書類は不要となります。

この取扱いは、カラオケ歌唱室の減室も同様とします。

### (2) 減免条件の緩和

使用料を減免するには、「管理著作物の利用できない期間が1ヶ月を超えて継続的に不能の状態」であることが条件でしたが、この条件を緩和し、利用できない期間が1ヶ月未満であっても、1ヶ月の利用（営業）期間に応じて月額使用料を減免することとします。

#### ◆ 1ヶ月の利用期間ごとの使用料割合

利用（営業）日数	使用料額
1日～7日	月額使用料の25%
8日～15日	月額使用料の50%
16日～23日	月額使用料の75%
24日～31日	月額使用料の100%

### (3) 届出方法

- ① ご営業や音楽利用の休止・廃止に伴うお手続きについて（カラオケ、生演奏等お店などで音楽をご利用になる皆さま）

ホームページのフォームより、お手続きをお願いいたします。

- ② 組合からもJASRACへの報告の必要がありますので、連絡票をダウンロードしていただきFAXにて、又は各支部事務局・支部長までご連絡いただきますようお願いいたします。

### 【JASRACの届出フォーム】

- 1 ご営業や音楽利用の一時的な休止に伴うお手続き  
[こちらのフォーム](#)に必要事項を入力・送信してください。



- 2 ご閉店や音楽利用の廃止に伴う利用許諾契約のご解約  
[こちらのフォーム](#)に必要事項を入力・送信してください。

